

議案第 131 号

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項ただし書中「第 3 号」を「第 3 号及び第 4 号」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 粗大ごみ 1 点につき 200 円

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 10 条関係）

種別	収集区域	区分	単位	金額
し尿	合併前における 上野市の区域	基本料金（90リ ットルまで）	1 件	1,075円
		加算料金	18リットルにつき（18 リットル未満は、18リ ットルとみなす。）	215円

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。